

鈴鹿市学校規模適正化・適正配置に関する基本方針（案）パブリックコメントにおける意見と対応

- * 意見募集期間 平成30年1月5日(金)～平成30年2月5日(月)
- * 意見提出者 3名
- * 意見件数 15件
- * その他 提出いただいた意見は、原文のまま記載しています。

No.	頁	意見	対応
1	7	「第3章学校規模・学校配置の基本的な考え方」とタイトルにあるが、このままでは市の考えと誤解されやすいのではないかと、【国の指針による】など、文言を補足するほうがわかりやすいと思われる。	第3章は、国の手引等による一般的な考え方を示していますが、第4章のタイトルを「本市における適正規模・適正配置の考え方」として区分していることから、現在の表記とします。
2	8	(2) 地域コミュニティの核としての性格への配慮において、最下段に【望まれます】とあるが、他の観点と同様に【必要です】とすべきではないか。地域住民を交えた丁寧な議論は、必要な過程であるはず。	当該部分の表記【望まれます】は、国の手引から語句を引用しているため、現在の表記としますが、今後、丁寧な議論の必要性を認識しながら取り組みます。
3	10 11	メリット・デメリットについて、どこから引用もしくは参照したのかが不明確なので、その点を記述すべき。	御意見のとおり、図表を作成するに当たり参照した資料として「文部科学省「学校規模によるメリット・デメリット(例)」等参照」を追記します。
4	10	小規模校のPTA活動では、一軒一軒が当事者意識を持ち活動しやすいので、負担が大きいとは言えないのではないかと。大規模校のPTAはたくさんの人を動かさなければならぬので、負担が大きいとも言えるのではないかと。	小規模校、大規模校のメリット・デメリットの図表は、国の手引や文部科学省の資料及び学校規模適正化の取組を実施している自治体の計画や方針等を参考に表記しました。 御意見にある、PTA活動における負担感は、学校規模だけでなく、活動内容・地域的事情及び個人の意識など、様々な要素が関係すると考えます。
5	14 15	保護者等・教員の選択肢が「3学級以上」となっているが、適正規模校・大規模校が含まれてしまうため選択肢として不相当ではないかと。行政側が、小規模校の課題に視点を当て、大規模校の課題を隠そうとしているととられてしまう可能性がある。分析の表記でも、選択肢が違う児童も「3学級以上」としているのは良くないのではないかと。中学校の「6学級以上」も同様である。 また、児童は4・5クラスを望んでいる割合が低い面も注視する必要があると思われる。 児童・生徒はクラス、保護者・教員は学級でしたが、意味としては同じでよかったですか。	本基本方針(案)は、アンケート調査の結果も参考に策定しており、アンケート調査の実施段階では、人口減少や少子化の流れを変えられる要因を見出せないこと等を加味し、特に小規模校の課題に焦点を当てました。少子化の流れはありますが、御意見のとおり、大規模校についての課題も認識し、小規模校及び大規模校の課題の解消に向けて、保護者や地域等と取り組みます。 次に、児童生徒へのアンケート調査は、大規模校及び小規模校を含む全ての市内40小中学校から、児童会・生徒会役員など、それぞれ5名ずつ抽出して行った結果であり、特に小学校については、1学年4学級以上の学校が少ないことが要因として考えられます。 なお、「クラス」と「学級」の意味は同じですが、児童生徒に対してのアンケート調査では、より馴染みがある「クラス」と表記しました。
6	18	3つのポイントの②地域コミュニティへの配慮があるが、この点についての考えの整理が不明確ではないかと。学校運営協議会、地域づくり協議会、自治会などとの関連を踏まえながら、「地域」の考えを整理して記述すべきと考えます。	学校は、子どもたちの学習の場と併せて、各種行事や防災活動等の拠点として地域の多くの方々と関わりがあります。そのため、「地域」の概念として、当該校に関わる自治会や学校運営協議会、今後設置を予定している地域づくり協議会等の全てを含めるものとしています。
7	18	通学時間が「おおむね1時間以内」となっているが、16Pのアンケート結果から勘案すると、このように設定していることは妥当でないのではないかと。45分以内の回答が小中学校ともに80%近い中で、このように設定することになったことは矛盾を感じる。また説明も不足している。	児童生徒へのアンケート調査は、各校5名の抽出調査としており、実際には、通学時間が45分から60分程度までの児童生徒も一定数存在しています。このような実態や国の基準も参考にして、おおむね1時間以内と設定しました。
8	19	表の小規模校7～11学級の並べ方について、細かい話ではあるが、「鼓ヶ浦、栄、郡山、明生、鈴西」と並べるほうが、学校の近接度合いから考えてわかりやすいのではないかと。	御意見のとおり、立地の観点から、より分かりやすくなるよう表記順を変更します。
9	18 19	国の基準では、統合した場合の上限が24学級である。鈴鹿市が18学級ではなく24学級を上限とするなら、それ相応の理由が必要である。基本方針では、そこが弱いと思われる。大規模校も今後20年で国の基準(上限18学級)にほぼ入ってくるので、正直に現時点では大規模校に分類したほうがいいのではないかと。小規模校はきっちり分類して、大規模校は上限を甘く分類しているのととらえてしまう可能性がある。	学校教育法施行規則では12～18学級を標準とされていること、統廃合を行う場合は24学級までが国庫補助の対象とされていること、国の手引に「文部科学省では、従来から25学級以上を大規模校」と記載されていること、また、学校規模適正化に取り組む自治体の方針等を参考にしました。参考の結果、本市では今後、少子化傾向が続くことや学校の現状など総合的に勘案して、小学校の適正規模を12～24学級と設定しました。

10	18 ～ 21	<p>全体的に意見を述べると、鈴鹿市の課題は大規模校の解消と、老朽施設の大規模改修・改築計画を早急に作成し、実施することにあると言える。</p> <p>学校規模は小規模校と言われる学校の規模こそ一人一人の子どもの個性を尊重し、持てる力を発揮できる力をつけるという点では、最良の条件だと言えます。日本は世界の中でも学級編成人数は多くOECD平均を大きく上回った規模です。</p> <p>小中学校での学びの適正規模のクラス人員は、私は15人くらいが一番適当ではないかと思う。そうすることで一人一人がしっかり自分の意見を発言する機会も持ち、人の意見をじっくり聞く機会もできてお互いの意見についての話し合いを進め、相互理解を深め学びに深みを増すことになるのだと思います。本来大学教育の中でとりいれられているゼミの方法は、小中学校の時期にこそ取り入れるべき教育環境だと言える。そのように考えると鈴鹿市の学校規模の適正化は100人から多くても300人ぐらいの規模に定めて、マンモス校は校区の見直しなどで地域の実情に合わせてできるだけ小規模にすることが必要ではないかと思います。</p> <p>この観点から見ますと鈴鹿市の適正は大きすぎる。クラス替えがどうしても必要とした考えに立った規模の設定による考えが定着すると「地域コミュニティへの配慮」が揺らいでしまう。自然母体が少ない地域に学校がなくなると地域の衰退を招き過疎が進み鈴鹿市の自然環境の保全に大きなマイナス点を及ぼす。</p> <p>学級数の算定を三重少人数学級編成の下限25人にすることだけでも小規模校でも現状の教室は不足する場合が多い。</p>	<p>施設改修等の計画については、国の長寿命化計画に基づき、トータルコストの縮減を図りつつ、学校施設に必要な機能を確保することですが、学校規模適正化については、学級数確保や地域における学校の役割等について、地域と共に総合的に検討し、児童生徒の教育環境の整備を図っていきます。</p> <p>次にクラス人員ですが、本市では、国の現行法及び県や市の学級編制基準に基づき学級編制を行っています。国の法律では、1学級を35人～40人編制としていますが、御意見のとおり、本市では、少人数教育の意義や成果等を最大化するために、教員加配等の手段により、原則、1学級を30人～35人で編制しながら対応しています。今後一人ひとりの児童生徒にきめ細かな指導を行うために、教員の配置等については、国や県の動向を注視しながら配慮したいと考えています。</p>
11	27	<p>小中一貫校のメリットとして「中1ギャップ」を理由にするが中1ギャップなどは、子どもたちが6年間のまなびに自信を持ち、問題解決能力を身につけることができるような教育を実践することそのためには15人前後のクラス編成にしてお客様の児童、生徒をつくらない教育を進めることが先決です。一人一人がきちんと、自分の意見をまとめ相手に伝えられる、お互いの意見を交換し合い学びを深める教育を身につけてこそ本当の意味での中1ギャップの解消になるのです。教育委員会の計画通りの適正規模を実施する場合でも、学校統廃合などの考えは取るべきではないし、地域から学校はなくしてはならない。鈴鹿市の施策全体の中で過疎になりかけた地域にどうしたら若い人たちが住み着いてくれるのかを検討することが大事です。教育委員会の課題は何より学ぶ環境の劣悪さを解消することが大事です。</p>	<p>学校規模適正化の取組においては、学校の統廃合を行うことは一つの手段であり目的ではありません。子どもたちにより良い教育環境を提供することを第一義として、これからの学校の在り方について地域と共に考え、進めていくことと考えています。</p>
12	28	<p>(1) 課題提供と共通理解について、基本的な情報については、今回の事業においてだけではなく、毎年、学校運営協議会や地域づくり協議会などを通じて、情報提供をすべての学校に行うべきではないか。それぞれの関係者は、年度で入れ替わる可能性があることを考えると、必要な措置と考える。</p>	<p>同ページの「(5) 児童生徒数推計や基本方針の見直し」に記載のとおり、児童生徒数や普通学級数の推計等の情報については、毎年見直しを図り、ホームページでの公表と併せて、市内全ての学校運営協議会などに情報提供していきます。</p>
13	28	<p>(4) 学校の新設等について、総数を増やすというようにも読み取れるが、そうでないなら、1行目「学校の新設」を「学校の移転と新設」という形に書き換えたほうが良いのではないか。</p>	<p>「学校の新設等」は、大規模校の分離に伴う新設、小中一貫校の新設、統廃合に伴う新設や移設を想定しており、総数が増えることも含まれています。表記については、御意見を参考に「学校の移転や新設等」に変更します。</p>
14	28	<p>(4) と (5) の説明について、都市計画、都市マスタープランが記述されていないが、(4) であれば総合計画との調整の後ろに追記しておくべきではないか。</p>	<p>御意見のとおり、都市計画との調整についての表現を追記します。</p>
15	30	<p>災害リスクの考慮の観点の視点が抜け落ちている。「(6) 災害リスクの考慮」を追加し、「近年の大規模自然災害においては、学校が被災している事例が多くある。東日本大震災においては津波浸水リスクと液状化での被災リスクが顕在化し、九州豪雨災害では河川による洪水と浸食によるリスクが顕在化していることを考慮し、気候変動の影響なども勘案しながら、災害リスクの低減を考慮に入れる」という記述があるべきではないか。</p>	<p>災害リスクの観点については、「学校は地域における防災拠点の機能を有する」というアンケート調査結果も考慮し、適正化を図る留意点に位置付けています。なお、細かな災害の種類については、個々の立地もあることから、本基本方針(案)の主旨を勘案しつつ、別に策定する個別施設計画等で検討していきます。</p>